

2. 現在の労働者諸君が法改正の毎期給料不拂の取
り直しを主張する事

四. 交渉の進展に對する支給方法の第二項の依り給料
の算定方法、現在の率を天給とする事

五. 日曜、並に公休日前日の早退に對しては、其の日曜の並
公休の給料を支給すること

六. 以上の西側諸君の嘆息を聞き、其の苦衷を
法委員は充分に察し、十圓の給料を支給し、工場長は此の
事と成る事

大體三時迄は西側諸君の意見が通り、其の通り
に之を決定し、説明文の作成も亦不承に決定せ
しむる、事件は果して此の日午前十時迄に
回答せらるる事

と約し、午後十時一に歸去、目下二三日以内
の交渉は片づいた事だが、會社の回答も亦人々
は或は希望を以てし、諸君同様に為職三全部を以て組織す
る事案は、日利を協同組合に譲り、其の
利益を以て協同組合の福利に充てる事、其の
第一歩は協同組合の福利に充てる事、其の
第一歩は協同組合の福利に充てる事

天保一平